

【ロシア】 下院選挙制度改革に向けた法改正

海外立法情報課 小泉 悠

* 2014年2月、ロシアでは下院選挙に関する法律が改正され、2005年に廃止された小選挙区比例代表並立制が復活したほか、選挙運動資金に上限が設けられた。また、過去に犯歴のある者に対する被選挙権の制限も別の立法によって導入された。

1 ロシアの下院選挙制度の変遷

ソ連崩壊後、ロシアの下院選挙は小選挙区制と比例代表制の並立制となった。しかし、2000年に成立したプーチン政権は、エリツィン政権下で動揺した連邦制を建て直し、連邦政府を中心とした「垂直的権力構造」を強化することを目的として、一連の政治改革に乗り出した（注1）。このような政治改革の一環として、2001年、連邦法第95号「政党に関する連邦法」（以下「政党法」という。）が制定され、党員数が1万人以上であること、すべての連邦構成主体（ロシア連邦を構成する州、共和国、特別市など）に支部を置いていること等の条件を満たす政党のみが設立を許可されることとなった。これは1990年代に小政党が乱立し、政治的混乱を招いたことに対する対応であり、政党を少数の大規模政党へと淘汰することが狙いであった。政党法は2004年にも改正され、最低党員数が5万人以上に引き上げられるなど、条件が厳格化された。

さらに、2005年には連邦法第51号「ロシア連邦議会における下院議員の選挙について」（以下「下院選挙法」という。）が制定され、次のような規制が導入された（注2）。

- ・ 政党連合の禁止
- ・ 小選挙区制の廃止と比例代表制への全面移行
- ・ 政党の法定得票率の5%から7%への引上げ

これらの改革はいずれも与党である「統一ロシア」等の大政党に有利なものであり、他方、小政党は議席の獲得が困難になった。小政党は地域的基盤が都市部に偏っており、ロシア全土を単一の選挙区とする比例代表制への全面移行によって、法定得票率を上回る票を得ることができなくなったためである。この結果、2007年の下院選挙ではヤブプロコや右派連合などの小政党は議席をすべて失い、下院に議席を持つ政党は統一ロシアを含めて4党に集約されることとなった。

2008年に成立したメドヴェージェフ政権下では、政党設立要件や法定得票率に関する規定が緩和されるなどの動きも見られたが、選挙制度それ自体については、比例代表制が維持されてきた。

2 新たな下院選挙制度の概要

2014年2月22日、前述の2005年の下院選挙法に代えて連邦法第20号「ロシア連邦議会における下院議員の選挙について」（以下、「新下院選挙法」という。）が制定された（注3）。新下院選挙法の大きな特徴は、小選挙区制が復活し、下院の選挙制度が再び小選挙区

比例代表並立制となったことである。その理由について、セルゲイ・ネヴェーロフ下院副議長は、候補者個人の資質や政策面を争点として競争を強化するためであると述べている。

新下院選挙法の第3条によると、ロシア連邦議会下院の定数は450人であり（第1項）、その半数にあたる225人が全国を単一の選挙区とする比例代表選挙によって選出され（第2項）、残る半数の225人が小選挙区から選出される（第3項）。選挙の実施に際し、各政党は候補者を連邦候補者名簿（200人以上400人以下の候補を記載することができる）に記載し、全国区又は小選挙区に候補者を登録する。ただし、全国区への候補者の登録は必須ではなく、全員を小選挙区から出馬させることも認められる（第39条第9項）。

小選挙区制については第12条でさらに詳しく規定されている。第12条第1項の規定によると、各小選挙区の区割は、選挙前の直近の国勢調査で判明した人口分布を考慮してロシア連邦議会上院が年に2回、1月1日及び7月1日に決定する。

また、選挙運動資金についても新たな規定が導入され、政党が1回の選挙で支出できる選挙運動資金の上限が7億ルーブル（約21億円）と規定された（第71条第2項（2））。ただし、これは政党本部の支出に関する規定であり、地方支部の支出は含まない。地方支部の支出上限額は、各支部が所在する連邦構成主体の人口規模によって次のように異なる（第71条第5項（1）～（6））。

- ・人口10万人以下：1500万ルーブル（約4500万円）まで
- ・人口10万人以上50万人未満：2000万ルーブル（約6000万円）まで
- ・人口50万人以上100万人未満：2500万ルーブル（約7500万円）まで
- ・人口100万人以上200万人未満：3500万ルーブル（約1億5000万円）まで
- ・人口200万人以上500万人未満：5500万ルーブル（約1億6500万円）まで
- ・人口500万人以上：1億ルーブル（約3億円）まで

3 犯歴のある者に対する被選挙権の制限

また、選挙制度に関連して、2014年2月21日、連邦法第19号「個別の連邦法を改正する法律」が制定された（注4）。同法は1999年10月6日に制定された連邦法第184号「ロシア連邦構成主体政府の立法及び行政機関の活動に関する一般原則」を改正するもので、過去に犯歴のある者に対する被選挙権の制限を規定している。これにより、重罪を犯した者は判決の確定後から10年間、特に重い罪を犯した者は判決の確定後から15年間、国政選挙及び地方自治体の選挙に立候補することができなくなった。

注（インターネット情報は2014年3月19日現在である。）

- (1) 小泉悠「ロシアにおける政党制度及び選挙制度の改革—中央集権化をめぐる—」『外国の立法』254号, 2012.12, pp. 73-81.
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023709_po_025404.pdf?contentNo=1>
- (2) Федеральный закон от 18 мая 2005г. № 51-ФЗ, *О выборах депутатов Государственной Думы Федерального Собрания Российской Федерации*. <<http://base.garant.ru/12140155/>>
- (3) Федеральный закон от 22 февраля 2014 г. № 20-ФЗ, *О выборах депутатов Государственной Думы Федерального Собрания Российской Федерации*. <<http://kremlin.ru/acts/20332>>
- (4) Федеральный закон от 21 февраля 2014 г. № 19-ФЗ, *О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации*. <<http://kremlin.ru/acts/20314>>